

定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第52号議案	<p>1 件 名 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 就学支援金制度の改正に伴い、特定の授業料に係る徴収期限を変更しようとするもの</p> <p>3 内 容 （1）改正の概要 全日制、単位制以外の定時制、専攻科及び中等教育学校の後期課程において、2年生以上の4月～6月の授業料に係る徴収期限を「7月10日」に変更する。 （2）施行期日 令和8年4月1日</p> <p>4 説 明 課 総務企画部財務課</p>	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第53号議案	<p>1 件 名 茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴い、茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則について所要の改正をしようとするもの</p> <p>3 内 容 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第8条の一部改正に伴い、題名、語句、根拠条項等を整理するもの</p> <p>4 説 明 課 学校教育部教育改革課</p>	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第54号議案	<p>1 件 名 茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について</p> <p>2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正（令和7年6月11日成立）に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第4項が改正（令和8年4月1日施行）されたため、教育委員会規則茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正しようとするもの</p> <p>3 内 容 学校運営協議会を設置している学校の校長は、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得ることになっているが、その基本的な方針の項目に「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を新たに加えるため、茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和4年2月28日教育委員会規則第3号）の一部を改正する。</p> <p>4 施 行 日 令和8年4月1日</p> <p>5 提 案 課 学校教育部高校教育課</p>	資料 番号 ③